

2017年度秋学期追手門学院大学家族学費減免特例措置について

「追手門学院大学家族学費減免特例措置運用基準」をよく読み、申請を希望する者は下記に従って申請して下さい。

<注意事項>

1. 申請資格

- ・2017年度秋学期授業料等納付済の者(休学者を除く)
- ・申請時追手門学院大学に在籍している者(兄弟姉妹、夫婦、親子)

2. 減免及び減免方法

・家族学費減免額は、春学期及び秋学期授業料納付後、減免対象者の施設設備充実資金の75%を返金するものとします。減免対象者は以下のとおり。

- (1) 兄弟姉妹の二人目以降の者
- (2) 夫婦のうちどちらか一方の者
- (3) 親子の二人目以降の者

3. 申請期間

・家族学費減免特例措置の期間は、申請のあった当該学期限りとします。次年度以降申請条件を満たす者については、その都度、家族学費減免特例措置を申請することができます。

<申請書類について>

1. 申請用紙の太枠内をすべて記入してください。(記入例参照)

- ・修正ペンでの訂正は不可です。(訂正印にて訂正)
- ・受付した書類に不備があった場合、再度書き直していただくこともございますので、申請書類は記入例を参照し、間違いのないようお願いいたします。

2. 証明書類(住民票か戸籍謄本)には保護者との続柄と住所(省略は不可)が必ず記載されているものを用意して下さい。※3か月以内の書類に限る。

また、提出していただいた証明書類は返却いたしません。

3. 記入した申請書類・証明書類(住民票か戸籍謄本)・訂正印の3点をお持ちになり、財務課の窓口まで提出するようお願いいたします。なお、郵便での受付は一切認められません。ご注意ください。必ず財務課窓口で受付をお願いいたします。

申請用紙配布期間：11月13日(月)～

受付期間：12月1日(金)～12月11日(月) ※期間厳守

受付場所：1号館 2階 財務課

追手門学院 総務室 財務課
TEL 072-641-9611

追手門学院大学家族学費減免特例措置運用基準

(目的)

- 1 本学に生計を一にする兄弟姉妹もしくは夫婦または親子が重複して在籍する場合、在籍する期間の施設設備充実資金の一部を減免し、経済的な負担を軽減することを目的とする。

(資格)

- 2 家族学費減免特例措置取扱対象者は、次の各号の一に該当するものとする。
ただし、休学者を除いた在籍者が一人になった場合及び他に授業料等減免措置を受けている場合は、この措置は適用しない。
なお、その認定については、入学年度が遅いものからこれを行うものとする。

- (1) 兄弟姉妹の二人目以降の者
- (2) 夫婦のうちどちらか一方の者
- (3) 親子の二人目以降の者

(申請)

- 3 家族学費減免特例措置を申請する者は、所定の用紙に必要事項を記入し、以下の証明書を添付の上、財務課を通じて理事長に申請しなければならない。
(1) 続柄を証明する書類として、住民票または戸籍謄本(保証人と対象者が表されていること)。

(受付期間)

- 4 家族学費減免特例措置申請書の受付は、春学期・秋学期の年2回(春学期分は7月1日から10日まで、秋学期分は12月1日から10日とする。但し、10日が土日にあたる場合は翌週の月曜日まで受付)
※ 大学院は春学期を前期、秋学期を後期にそれぞれ読み替える。

(減免内容)

- 5 当該学期の施設設備充実資金の75%を減額する。

(期間)

- 6 家族学費減免特例措置の期間は、申請のあった当該学期限りとする。ただし、次年度以降も資格対象者が卒業する年度まで、家族学費減免特例措置を申請することができる。

(減免方法)

- 7 家族学費減免額は、春学期及び秋学期授業料納付後、減免対象者の施設設備充実資金の75%を返金するものとする。

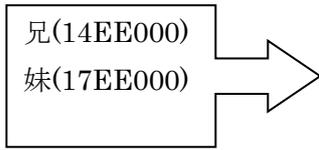
附 則

この要項は、2005年12月1日から施行する。

(例)

在籍者が 2 人の場合

Ex.1



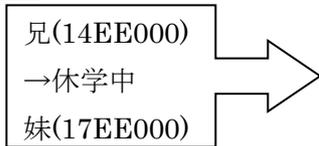
対象：妹(17EE000)の施設設備充実資金 75%を減免

Ex.2



対象外：休学者を除いた在籍者が一人の為

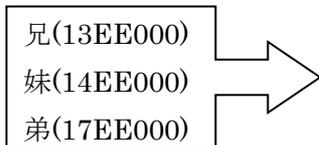
Ex.3



対象外：休学者を除いた在籍者が一人の為

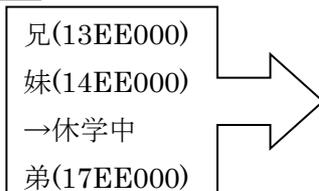
在籍者が 3 人の場合

Ex.1



対象：妹(14EE000)及び、弟(17EE000)の施設設備充実資金 75%を減免

Ex.2



対象：兄(13EE000)弟(17EE000)のうち弟(17EE000)の施設設備充実資金 75%を減免